

第 10 号

曾於北部土地改良区だより

自動操舵補助システム付トラクター



「スマート農業推進研修会」

自動操舵補助システム付トラクターを活用した実演会。

※GPS を利用してハンドルを制御し設定された経路を自動走行させるシステム。

「畑かん散水器具実演会」

(ロールカー・噴射ホース)



噴射ホース (チューブ)



ロールカー



も く じ

理事長あいさつ・第 10 回通常総代会・・・P 1
定款・規約・規程の改正・配水計画等・・・P 2
決算・地区・組合員状況・財産・予算・・・P 2～P 4

組合員のみなさんへ・散水器具の紹介・・・P 4～P 6
事業の進捗状況・・・P 7



水士里ネット
曾於北部

発行：曾於北部土地改良区

〒899-4192

鹿児島県曾於市財部町南俣 11275 番地
(曾於市役所財部支所内)

TEL & FAX 0986-72-0455

緊急時 080-4278-0455
080-4280-0455

曾於北部土地改良区



組合員の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から皆様方には、曾於北部土地改良区の運営並びに事業推進にご理解とご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。

昨年度末は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、第10回通常総代会につきましては書面議決を活用した少人数での開催となりましたが、総代の皆様のご審議により全議案につきまして承認・議決を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨年度に続き本年度も記録的な大雨による被害が各地で見舞われ、8月19日現在で農林水産関係被害が1,832億円と農林水産省から発表されました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。当区につきましても雨期前の施設管理に気を配り早期対応を行うことで甚大な被害は免れたところであります。今後も十分注意し継続的な施設管理に努めていく所存であります。

次に、曾於北部地区附帯営事業の令和元年度末時点での進捗率は、事業費ベースで46.9%となっており通水可能面積は全体の31.2%に相当する624.2haとなっております。今後も農業経営の安定化のため関係機関と一体となり早期の全面通水並びに、末端散水施設設置の推進と水利用率の向上対策を進めていかなければならないと考えております。各地の先進地の事例を見ても、天候に左右されない安定的な水利用が可能となれば、従来の農作物に加え施設栽培等多様な営農が展開されることは明らかであります。土地改良施設を有効に活用し、農業経営の安定と収益性の高い農業が展開されることに期待をしております。そうした中で、谷川内ダムをはじめとした土地改良施設は、曾於北部地区の大切な財産でありますので、国・県及び市と連携をとりながら、今後も役職員一体となり適切に管理運営していきたいと考えております。

最後になりますが、組合員の皆様方には、日々ご健勝にてご活躍頂きますことを心から祈念いたしましてあいさつとさせていただきます。

第10回通常総代会を開催

令和2年3月27日（金）午後2時より曾於市役所財部支所において、第10回通常総代会が新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数での出席及び書面による議決を採用し開催いたしました。

議長に大隅町の岩永庄八総代を選出して議事に入り、提出した報告第1号から議案第16号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

- 議決事項
- 報告第1号 令和元年度収支補正予算の専決処分について
 - 報告第2号 令和元年度収支補正予算の専決処分について
 - 報告第3号 平成30年度収支予算流充用の理事長専決処分の報告について
 - 議案第1号 平成30年度事業報告の承認について
 - 議案第2号 平成30年度収支決算の承認について
 - 議案第3号 平成30年度財産目録の承認について
 - 議案第4号 令和2年度年度事業計画（案）の議決について
 - 議案第5号 令和2年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
 - 議案第6号 令和2年度役員報酬及び費用弁償の議決について
 - 議案第7号 令和2年度一時借入金の最高限度額の議決について
 - 議案第8号 令和2年度余裕金預入先金融機関の議決について
 - 議案第9号 令和2年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について
 - 議案第10号 令和2年度加入金の額の議決について
 - 議案第11号 曾於北部土地改良区定款の一部改正（案）の議決について
 - 議案第12号 曾於北部土地改良区役員選任規程の一部改正（案）の議決について
 - 議案第13号 曾於北部土地改良区規約の一部改正（案）の議決について
 - 議案第14号 曾於北部土地改良区総代選挙規程（案）の議決について
 - 議案第15号 曾於北部土地改良区利水調整規程（案）の議決について
 - 議案第16号 令和2年度収支予算（案）の議決について



総代会の様子



定款・規程・規約の改正がありました

土地改良法の一部改正に伴い曾於北部土地改良区の定款・規程・規約を改正しました。



主な改正事項

◆ 利水調整のルール化

- ・利水調整規程の制定
- ・配水計画と配水ブロック代表者の制定

◆ 総代会制度の見直し

- ・総代選挙を選挙管理委員会の管理から総代選挙規程による改良区の管理へ
- ・総代会の書面・代理人議決制度を導入

配水計画のお知らせ

令和2年度の配水計画と各配水ブロックの代表者を利水調整規程に基づき、次のとおり決めました。

水 源	谷川内ダム（本取水） 取水量：最小 0.345 ～最大 0.879 m ³ /s 取水期間：通年			栗谷頭首工（集水用取水） 取水量：1.622 m ³ /s 取水期間：通年	
配水ブロック	金丸 F P 掛	平野 F P 掛	大峯 F P 掛	帯野 F P 掛	高之峯 F P 掛
代 表 者	福迫 一美	上野 博利	上野 淳一	八木 勉	村山 晃一
配 水 量	0.374 ～ 0.440 m ³ /s	0.197 ～ 0.698 m ³ /s	0.106 ～ 0.578 m ³ /s	0.185 ～ 0.348 m ³ /s	0.398 ～ 0.493 m ³ /s
配水期間	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年

平成30年度 収支決算

一般会計収入の部	
科 目	決 算 額（円）
1. 土地改良事業収入	10,291,576
2. 補助金等収入	37,576,000
3. 受託料収入	437,000
4. 雑収入	83,295
5. 借入金収入	9,368,000
6. 繰入金収入	1,897,110
7. 繰越金	7,749,714
収入合計	67,402,695

一般会計支出の部	
科 目	決 算 額（円）
1. 土地改良事業費	35,513,581
2. 一般管理費	3,927,572
3. 借入金返済支出	2,473,893
4. 負担金等	12,956,716
5. 積立金繰出金	7,949,000
6. 繰出金	1,897,110
7. 予備費	0
支出合計	64,717,872

平成30年度予算
の執行状況です。



特 別 会 計	収 入	支 出	差 額
太陽光発電事業	17,229,197	2,502,920	14,726,277
施設等維持管理積立金	17,773,360	0	17,773,360
職員退職給与積立金	4,269,543	0	4,269,543
転用決済金	0	0	0

差額は翌年度へ繰越

平成30年度 地区・組合員の状況

地区	年度別地積	前年度末地積 (ha)	本年度末地積 (ha)	比較増減 (ha)	本年度賦課地積 (ha)
	地区名				
	曾於北部地区	2,052	2,052	0	79.6
組 合 員	年度別員数	前年度末 (人)	本年度末 (人)	比較増減 (人)	附 記
	選挙区別				
	財部町（第1区）	1,527	1,527	0	
	末吉町（第2区）	1,517	1,517	0	
	大隅町（第3区）	667	667	0	
	合 計	3,711	3,711	0	

平成30年度 財産・賦課金等の状況

1. 財産目録

資産の部		
科目	金額(円)	付記
1. 流動資産	2,684,823	現金・貯金
2. 固定資産	1,483,191	備品等 (48点)
3. その他固定資産	22,042,903	積立資産
計	26,210,917	

負債の部		
科目	金額(円)	付記
1. 流動負債	0	
2. 固定負債	26,865,747	農業基盤整備資金
計	26,865,747	

2. 財産目録 (太陽光発電事業)

資産の部		
科目	金額(円)	付記
1. 固定資産	1	基本財産・特定資産
2. 流動資産	14,739,486	現金・貯金・未収金等
計	14,739,487	

負債の部		
科目	金額(円)	付記
1. 固定負債	0	
2. 流動負債	13,209	未払金
計	13,209	

3. 農業基盤整備資金 (借入金：平成25年度から平成30年度まで)

(単位：円)

工事地区名	借入先	借入金総額	30年度までの償還元金	30年度までの償還利息	30年度までの償還累計	未償還額
第一曽於北部	日本政策金融公庫	6,710,000	1,204,542	83,900	1,288,442	5,505,458
第二曽於北部	日本政策金融公庫	19,546,000	4,285,615	242,595	4,528,207	15,260,385
第三曽於北部	日本政策金融公庫	4,825,000	573,450	19,775	593,225	4,251,550
第五曽於北部	日本政策金融公庫	4,229,000	452,646	15,771	468,417	3,776,354
計		35,310,000	6,516,253	362,041	6,878,291	28,793,747

4. 賦課金 (納入・滞納状況)

賦課金種目	年度	調定額(円)	徴収済額(円)	未収額(円)	徴収率
運営賦課金	平成30年度	4,412,070	4,412,070	0	100%
特別賦課金	平成30年度	5,879,506	5,879,506	0	100%

賦課金額・徴収時期・支払について

科目	賦課基準		備考
	種別	10a当り	
運営賦課金	茶畑	12,000円	※点滴チューブについて ・点滴チューブのみの施設の茶園に限る。(スプリンクラーとの併設の場合はスプリンクラーの金額) ・点滴チューブは1mあたり毎分130cc前後の散水量のもので、使用方法は補給かんがい及び液肥散布のみとする。 ※育苗ハウスは筆ごとの10a単位での賦課とする。
		新植5年以内 3,600円	
		点滴チューブ 4,000円	
	ハウス	6,000円	
		育苗ハウス 3,600円	
	普通畑	3,600円	



※賦課金の支払は原則として金融機関窓口 (振込手数料はご負担願います。) または、口座振替での支払をお願いします。

科目	区分				備考
	運営賦課金 (前期)	運営賦課金 (後期)	特別賦課金 (分割)	特別賦課金 (一括)	
賦課基準日	4月1日	—	—	—	運営賦課金 (後期) は 前期の納入以降に水利用申込のあった場合。
納入期限	11月30日	3月20日	11月30日	当該年度 3月20日	
口座振替	11月1日	3月10日	11月1日	当該年度 3月10日	

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

口座振替が可能な金融機関

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 鹿児島銀行 | 6. 九州労働金庫 |
| 2. J Aグループ鹿児島 | 7. 奄美信用金庫 |
| 3. 鹿児島信用金庫 | 8. 奄美大島信用金庫 |
| 4. 南日本銀行 | 9. 鹿児島興業信用金庫 |
| 5. 鹿児島相互信用金庫 | |

※ 振込手数料の負担が無い口座振替の登録をおすすめします。(登録に約60日程かかります。)

令和2年度 収支予算

一般会計収入の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	17,705,000
2. 補助金等収入	26,273,000
3. 受託料収入	535,000
4. 雑収入	885,000
5. 借入金収入	7,740,000
6. 繰入金収入	11,381,000
7. 繰越金	1,000
収入合計	64,520,000

一般会計支出の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業費	33,086,000
2. 一般管理費	6,173,000
3. 借入金返済支出	4,492,000
4. 負担金等	15,962,000
5. 積立金繰出金	4,275,000
7. 予備費	532,000
支出合計	64,520,000

特 別 会 計	前年度繰越金	収 入	支 出	差 額
太陽光発電事業	11,378,000	16,286,000	27,664,000	0
施設等維持管理積立金	22,860,000	2,501,000	25,361,000	0
職員退職給与積立金	6,046,000	1,776,000	7,822,000	0
農地転用決済金立金	0	2,000	2,000	0
太陽光発電事業積立金	1,000	4,441,000	4,442,000	0

畑かん地区内の農地に移動や組合員（耕作者）に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入、除外



提出書類
組合員資格
得喪通知書

※用紙は土地改良区
にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

水利用について



水利用

水利用をしたい方は使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に、提出してください。提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水利用や申込をしていない他の畑に水を持ち出すことは、組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。



水利用変更

※下記のいずれかが発生したら届出が必要になります。速やかに届出てください。

1. 給水目的の変更（普通畑からハウスへ変更など）
2. 利用者の変更
3. 水使用場所の変更
4. 休止・廃止（当該年度分を賦課の対象とし、その後1年間は施設の利用はできません）



給水停止

※利用者が下記のいずれかに該当する場合は、給水を停止します。

1. 賦課金を滞納した場合完納するまで。
2. 用途外使用が判明した場合。
3. 水利用管理組合要綱に違反した場合。
4. 無届け等による水利用が判明した場合。（当該年度分の賦課金を請求します。）

散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。
県営事業が完了すると補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。

また、施設の工事には設計から工事完了まで約 2 年ほどかかるため、早めの申込をお願い
いたします。



主な散水器具の紹介



噴射ホース (チューフ)



- ・移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。

30 a 畑 自己負担は概ね 16 万円
 (ストレーナー含む)

レインガン



- ・畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。

30 a 畑 (標準 4 基) 設置
 自己負担は概ね 16 万円

茶用スプリンクラー



- ・かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。

10 a 畑 自己負担は概ね 17 万円

スプリンクラー固定式



- ・器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。(移動式も有)

30 a 畑 (標準 4 基) 設置
 自己負担は概ね 18 万円

ロールカー



- ・複数の畑に散水できる。30 a の畑を 6～8 時間で自動散水。

1 台 自己負担は概ね 36 万円
 ※導入条件 (60 a 以上の水利用面積が必要)

スマートレイン



- ・複数の畑に散水できる。
 30 a の畑を 2～3 時間で自動散水。

1 台 自己負担は概ね 72 万円
 ※導入条件 (2 ha 以上の水利用面積が必要)

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料等により変動することがあります。

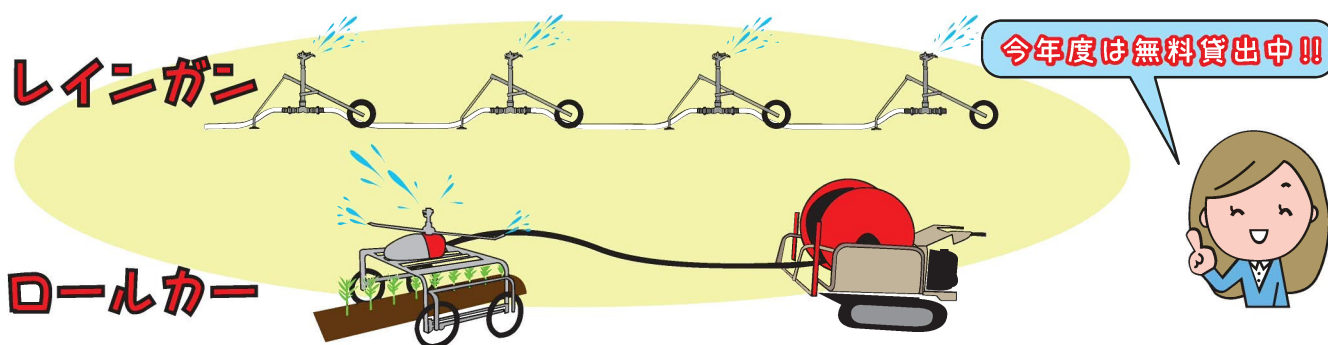
県営事業 (補助事業) の完了間近の地域があります。申込はお急ぎください！



町 名	事業完了間近な地域	※概ねの地域を表記しています。 該当する地域の確認は土地改良区 までお問い合わせください。
財部町	大川原・高塚・桐原・下十文字・宇都	
末吉町	柳迫・国原・新原・堂園・蓑原・柳井谷	

畑かん用貸出散水器具があります!!

曾於北部地区の受益地において、畑かん散水器具の貸出しをしています。使ったことが無い方も、購入を検討されている方も、貸出用で1度体験してみてもはどうでしょうか。詳しくは土地改良区までお気軽にご相談ください。



※貸出用散水器具は数に限りがあります。利用されたい方はお早めに!!

給水栓の設置忘れはありませんか?

事業が完了しますと給水栓の設置は全額自己負担のうえ手続き等も大変です。事業実施中に設置することをお勧めします。

※事業は地区により完了する年が異なります。詳しく知りたい方は土地改良区までご連絡ください。

水利用の申込をすれば
水が使えます!



水利用申込無

※給水栓を設置しただけ
では料金は発生しま
せん。

水が使用できます!
使用料が発生します!



水利用申込済

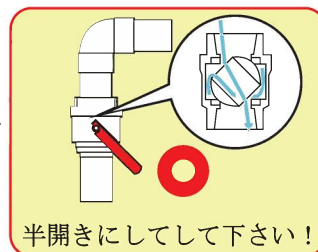
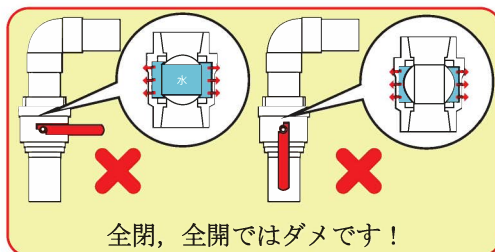
※土地改良区に水利用の
申し込みをして初めて
料金が発生します。

凍結による畑かん施設の破損に注意してください

- ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。

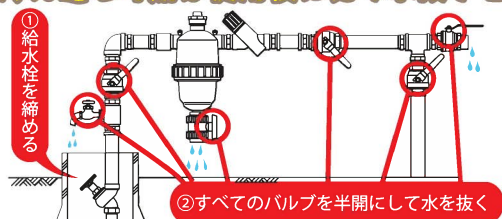


※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。



※冷え込む時期は使用後に必ず水抜きをしてください。

※さらに施設を保温してください。



畑地かんがい事業の進捗状況

